

令和7年度

ふじみ野市立放課後児童クラブ

入室案内



ふじみ野市 PR 大使
『ふじみん』

指定管理者 NPO法人 ふじみ野市学童保育の会

連絡先 ふじみ野市西地区放課後児童クラブ 事務局

所在地 〒356-0053

ふじみ野市大井2-15-10（うれし野まちづくり会館2階）

TEL 049-262-4438

FAX 049-262-5310

放課後児童クラブとは・・・

放課後児童クラブは、市内の就学児童で、保護者が就労等やむを得ない事情により昼間家庭にいないため保育ができない児童を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成の向上を図ることを目的としています。

【放課後児童クラブ一覧】

名 称	住 所	電 話 番 号	該当校・定員
大井放課後児童クラブ	ふじみ野市苗間 40-31	049-269-1314	大井小・40名
第2大井放課後児童クラブ			大井小・40名
第3大井放課後児童クラブ			大井小・20名
鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1	049-262-3938	鶴ヶ丘小・80名
第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ	ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-26	049-267-5021	鶴ヶ丘小・60名
東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井 2-9-43	049-264-8815	東原小・40名
第2東原放課後児童クラブ			東原小・40名
第3東原放課後児童クラブ			東原小・40名
第4東原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井 2-9-4	049-263-7499 ※令和6年度中は 東台放課後児童ク ラブに繋がります	東原小・40名
第5東原放課後児童クラブ			東原小・40名
西原放課後児童クラブ	ふじみ野市大井武蔵野 1322-4	049-264-3388	西原小・40名
亀久保放課後児童クラブ	ふじみ野市ふじみ野 2-22-53	049-263-7535	亀久保小・40名
第2亀久保放課後児童クラブ			亀久保小・40名
第3亀久保放課後児童クラブ			亀久保小・40名
三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保 1709-1	049-264-8037	三角小・80名
第2三角放課後児童クラブ	ふじみ野市亀久保 1709-1	049-257-4118	三角小・40名

※大井放課後児童クラブ・第2大井放課後児童クラブ・第3大井放課後児童クラブ

鶴ヶ丘放課後児童クラブ・第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ

東原放課後児童クラブ・第2東原放課後児童クラブ・第3東原放課後児童クラブ

第4東原放課後児童クラブ・第5東原放課後児童クラブ

亀久保放課後児童クラブ・第2亀久保放課後児童クラブ・第3亀久保放課後児童クラブ

三角放課後児童クラブ・第2三角放課後児童クラブ

上記15クラブは令和7年度申請受付後、振り分けを行い、入室クラブを決定します。

*入室申請書、児童調査票にクラブ名を記入する際は、在籍（予定）小学校名をご記入ください。

1. 入室要件

・入室できる児童は、本市の小学校に通学し、次の要件に該当するものとします。

- (1) 保護者の就労または疾病等の事由により家庭で保育ができない児童
- (2) 児童クラブが設置されている小学校の就学児童

原則として、次に示す受け入れ基準をすべて満たす児童を対象としますが、必要に応じて面談等を実施し、可能な範囲で受け入れに努めます。

- ① 市内の小学校に通学していること。
- ② 昼間保護者が就労等で家庭にいないこと。
- ③ 自力での登降室や児童クラブ内で自分のことが自分でできること。

*障がいのある児童については、(ア)(イ)(ウ)いずれかに該当する児童をいいます。

該当する場合は、支援員配置等の都合上、面談時等にお申し出ください。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳を所持する児童
- (イ) 専門機関による障がいのある児童であることの証明を有する児童
- (ウ) 小学校の特別支援学級に就学している児童

*入室後集団生活が困難となる場合や、他の児童や支援員に危害を加えるような場合には、お預かりできなくなることがありますので、ご理解をお願いします。

2. 入室期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(年度ごとに申請が必要となります。)



3. 利用時間

- ・学校登校日は、学校の放課後から午後6時30分まで
- ・学校休業日は、午前7時30分から午後6時30分まで
- ・土曜日は、一日保育になります。利用を希望される場合は事前(前月20日を目安)にお申し込みをお願いします。土曜日の利用申込書は各児童クラブにあります。

※延長保育は、月曜日から土曜日 午後6時30分から午後7時まで
(午後6時30分を過ぎると延長保育料が発生します。)

利用料金：月単位＝1か月/4,000円
単 発＝30分/200円
(金額は変更になる場合があります。)

詳細については、各児童クラブまたは学童保育の会事務局へお問い合わせください。

4. 休室日

日曜日、祝日、年末年始(12月30日～1月3日)

5. 保育料とおやつ代などの費用

(1) 保育料

保 育 料：1人当たり月額 9,000 円

納 期 限：在籍する月の末日（末日が金融機関の休日の場合は次の営業日）

納付方法：口座振替（P9 参照）

※注 1 日割計算はできませんのでご了承ください。

※注 2 退室届・休室届が提出されるまでは、在籍扱いとなり保育料がかかります。

※注 3 正当な理由がなく保育料を滞納しますと退室していただく場合があります。

放課後児童クラブ保育料 口座振替日（納期限）予定表

令和 7 年度	口 座 振 替 日 （ 納 期 限 ）
4 月分	令和 7 年 4 月 3 0 日
5 月分	令和 7 年 6 月 2 日
6 月分	令和 7 年 6 月 3 0 日
7 月分	令和 7 年 7 月 3 1 日
8 月分	令和 7 年 9 月 1 日
9 月分	令和 7 年 9 月 3 0 日
1 0 月分	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
1 1 月分	令和 7 年 1 2 月 1 日
1 2 月分	令和 8 年 1 月 5 日
1 月分	令和 8 年 2 月 2 日
2 月分	令和 8 年 3 月 2 日
3 月分	令和 8 年 3 月 3 1 日

(2) 保育料の減額・免除

月額保育料の減額・免除は、次に掲げる区分のとおりです。なお、世帯を構成する方のうち 2 人以上の方に所得がある場合、世帯の税額は保護者及び保護者以外に家計を主宰するものにかかる税額の合計額とします。

区 分	減 ず る 額
生活保護世帯及び前年度の市町村民税非課税世帯	全額
前年度の市町村民税の均等割額のみ課税世帯	8,000 円
前年度の市町村民税の課税額が 18,000 円未満である世帯	4,000 円
前年度の市町村民税の課税額が 18,000 円以上 70,000 円未満である世帯	2,000 円
2 人以上の児童を入室させる世帯	2 人目以降の児童の保育料の 1/2 の額
母子・父子世帯及び父母がいない世帯で 2 人以上の児童を入室させる場合	2 人目以降の児童の保育料の全額

(3) おやつ代

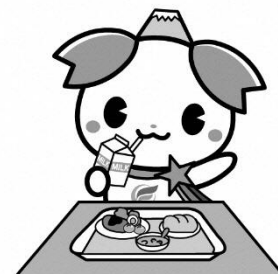
おやつ代：1人当たり月額 1,500 円

納期限：当該月分を前月 10 日まで（例：4 月分は 3 月 10 日まで）

納付方法：各児童クラブが指定する銀行口座(P16 参照)に児童名で振り込んでください。振込手数料がかかりますので、半年分または 1 年分前納していただくと手数料が節約されます。

※日割計算はできません。

※入室申請書類提出をもって、おやつのお申込みもいただいたものと扱います。あらかじめご了承ください。



(4) その他

行事などで別途経費がかかる場合は、事前にご連絡します。
その都度、各児童クラブが指定する方法で納めてください。

6. 入室の手続き

(1) 受付期間

申請方法	申請期間
オンライン	令和6年10月28日（月）から令和6年11月24日（日） ※添付書類に不足がある方は、オンライン申請は利用できません。
書面提出	令和6年10月28日（月）から令和6年11月9日（土） ※11月11日（月）から22日（金）までの期間で 書面申請を希望される方は、子育て支援課へ事前にご相談ください。

※利用中の児童についても、改めて申請が必要です。上記期間内に必ず入室手続きを行ってください。

※受付後に、新規利用のお子さんとの面談日設定のために各児童クラブから連絡をします。あらかじめ児童クラブの電話番号を携帯電話に登録をして、面談を希望する日（複数日）を準備しておいてください。

申請期間内に申請を行わなかった方については、5月1日以降の入室となります。

※添付書類の不備や、ネットワーク接続不良等による申込遅延も5月1日以降の入室となるため、余裕を持った申請手続きをお願いします。

書面提出を行う際の場所と期間

受付の場所	受付の時間
各児童クラブ	月～金 午後2時～午後6時30分
ふじみ野市学童保育の会事務局	月～土 午前10時～午後5時

※受付後に、申請書類の審査及び新規利用のお子さんとの面談日の予約があります。

あらかじめ、面談を希望する日（複数日）を準備しておいてください。

※ 大井総合支所での受付はできません。

転入者向け申請

11月1日以降に他市町村からふじみ野市に転入されてきた方は、各児童クラブ、またはふじみ野市学童保育の会事務局に直接お問い合わせください。

☎：各児童クラブ（P1参照）

☎：学童保育の会事務局 049-262-4438

※転入者向けの申請をされる方については、転入日付の調査をさせて頂く場合がありますので、予めご了承ください。この結果、転入者向け申請の要件を満たしていない場合には、5月1日以降の入室となります。

※11月1日以降に他市町村から転入された方も、申請が遅くなった場合は、4月に入室することができないことがありますので、各児童クラブまたは学童保育の会事務局へお早めにお問い合わせください。

(2) オンラインでの申請方法

ふじみ野市放課後児童クラブの申込は、オンライン申請を推奨します。

オンライン申請は、申請期間内の土日祝関係なく24時間受付しています。

右記二次元バーコードまたは、下記 URL からご申請ください。

下記必要な添付書類をご用意の上で手続きをお願いします。

※不足書類がある場合、オンライン申請は利用できません。

URL <https://logoform.jp/form/DTcE/652137>

※添付書類原本（紙媒体）は必要に応じて提出を依頼するので、いつでも提出することができるように保管をしてください。



・放課後児童クラブの利用を必要とする理由の証明書類

就労	就労証明書 ※保育所入所申請を同時に行う場合は、就労証明書の併用が可能です。
介護	介護保険者証または障害者手帳、被介護者・看護者の診断書、ケアプラン等
疾病	保育ができない旨の診断書
就学	在学証明書、授業時間・日数等がわかる書類等
求職	ハローワークカード、申立書（様式は市HPからダウンロードできます）等

・保育料の減額・免除申請を行う場合の添付書類

令和6年度（令和5年分）市町村民税課税証明書または非課税証明書	同世帯で収入のある方全員の分 （令和6年1月1日に住所のある市区町村で発行されます。）
生活保護の受給証明書または生活保護受給者証の写し	該当者のみ
ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、児童扶養手当証書の写し、戸籍抄本、調定期日通知書（離婚調停中の場合）または弁護士等が発行する離婚調停中であることを示す書類	母子・父子世帯または親のいない世帯の場合
世帯全員が記載された住民票または戸籍抄本	ふじみ野市外に在住の方で課税額による減免申請の場合

(3) メールの準備

ドメインの指定受信をしている場合は、「no-reply@logoform.jp」を受信できるようにしてください。

(4) 書面提出を行う場合の提出書類

***黒ボールペン（消えないタイプ）でのご記入をお願いします。**

書面での申請を希望の方は次の書類を必要に応じて作成し、各児童クラブまたは事務局に提出してください。（申請書の学年は4月1日の新学年で記入してください。）

申請書類	備考
① 児童クラブ入室申請書	児童1人につき1通
② 児童調査票	表裏の2面（アレルギーがある場合は具体的にご記入下さい。）
③ 放課後児童クラブの利用を必要とする書類の証明書類または申立書	P6を参照ください。（※） 就労以外の理由で利用を希望される方は、申立書も提出してください。
④ 自宅から児童クラブまでの案内図	1家庭1通
⑤ 保育料の徴収等に関する申出書	児童クラブ保育料が未納となった場合、児童手当で保育料を納付することができますので、同意をお願いします。

※保育所入所申請を同時に行う場合は、就労証明書の併用が可能です。その場合、原本を保育所入所申請用として、写しを放課後児童クラブ申請用としてご提出ください。

◆次の書類は「保育料の減額・免除対象者」の提出書類です。

⑥ 児童クラブ保育料減額・免除申請書	表裏の2面
令和6年度(令和5年分)市町村民税課税証明書または非課税証明書	同世帯で収入のある方全員の分 (令和6年1月1日に住所のある市区町村で発行されます。)
生活保護の受給証明書または生活保護受給者証の写し	該当者のみ
ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、児童扶養手当証書の写し、戸籍抄本、調定期日通知書(離婚調停中の場合)または弁護士等が発行する離婚調停中であることを示す書類	母子・父子世帯または親のいない世帯の場合
世帯全員が記載された住民票または戸籍抄本	ふじみ野市外に在住の方で課税額による減免申請の場合

◎年度途中で減免申請があった場合の減免措置は、申請書が提出された月の翌月の保育料から適用します。

◎年度途中で減免申請を行う方は、必ず上記年度の課税証明書の提出をお願いします。

(5) 不明点があったら

入室申請に関する「よくあるご質問」を市ホームページに掲載しています。お問い合わせの前に、一度ご確認ください。

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodateshienka/kosodateshiengakari/2924.html>



(6) 入室決定

【入室許可決定通知】 令和7年1月下旬頃発送予定です。

【保育料の減額・免除の決定通知】 令和7年1月下旬頃発送予定です(該当者のみ)。

(7) 保育料の口座振替手続き

入室が決まりましたら、新規児童分の口座振替の手続きをお願いします。

(既に兄姉の口座登録がお済みの方でも、新たに入室される児童のための口座登録が必要です。)

取り扱い金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・武蔵野銀行
東和銀行・三菱UFJ銀行・埼玉縣信用金庫・いるま野農業協同組合
中央労働金庫・川口信用金庫・飯能信用金庫・ゆうちょ銀行

◆ ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する場合

「児童クラブ保育料口座振替依頼書兼口座振替取消・変更届 (3枚綴り)」
(入室決定通知書に同封いたします。)に必要事項を記入し、金融機関の
窓口へ提出してください。

◆ ゆうちょ銀行を希望する場合

郵便局備え付けの申請書により次のとおり申込みしてください。

届出場所	ゆうちょ銀行窓口	
提出書類	自動払込利用申込書 (ゆうちょ銀行の窓口にあります。)	
記入事項	お申込人 (口座名義人)	住所・氏名・電話番号・口座の記号番号・ お届け印の押印
	払込先	加入者名 『ふじみ野市会計管理者』
		口座番号 『00170-8-962948』
		払込開始月 『令和7年4月から』
		払込日 『毎月末日』
		払込金の種別 『児童クラブ保育料 30』
備考欄	『児童クラブ名・児童名 (きょうだいがいる場合は連名)』	

7. その他

連絡先などの申請事項に変更が生じた場合

「住所・電話・勤務先など」に変更が生じた場合は、緊急時の連絡に支障をきたしますので、速やかに電子申請または書面で入室内容変更の申請をしてください。また、勤務先が変更になった場合には、就労証明書の再提出をお願いします。入室内容変更届の用紙は各児童クラブにあります。

電子申請 URL <https://logoform.jp/form/DTcE/546381>



年度途中で退室される方

退室を希望される月の**20日まで**（書面申請は20日が日曜・祝日の場合はその前の開室日まで）に電子申請または書面で退室の申請をしてください。退室届の提出が遅れた場合には、翌月末の退室となりますので、**退室届の提出日にご注意**ください。退室届の用紙は各児童クラブにあります。

（例）7月31日退室希望の場合は7月20日まで

電子申請 URL <https://logoform.jp/form/DTcE/546346>



入室申請取下げについて

入室する月の前月**20日まで**（20日が日曜・祝日の場合はその前の開室日まで）に入室申請取下げ書を提出してください。用紙は各児童クラブにあります。※電子申請は不可

（例）7月1日入室の場合は6月20日まで

※令和7年4月入室の申請取下げは、令和7年3月19日（水）までとなります。

8. 放課後児童クラブの生活

(1) 一日の生活の流れ

児童クラブによって、時間に若干の違いがあります。



<学校休校日>

春季・夏季・冬季の長期休校日をはじめ、開校記念日・県民の日・運動会振替休校日など、日曜・祝日以外で学校がお休みの日は午前7時30分から開室しています。

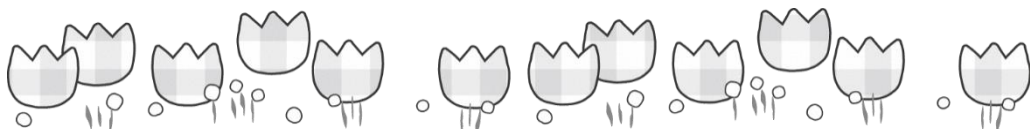
7:30	クラブ開室	自由に過ごしながら友達の登室を待ちます
9:00	朝の会	学習時間もあります
10:00	自由時間	遊び時間がたっぷりあります
12:00	昼食	お弁当を持たせてください 長期休校日はランチサービスも利用できます
13:00	休息	
14:00	自由時間	遊び時間がたっぷりあると、工夫や発見もいっぱいあります
15:30	おやつ	おやつは、気分転換タイムにもなります
16:00	自由時間	
17:00	帰りの会	
17:30	集団降室	地区ごとにまとまった降室班が編成されている児童クラブは、 集団で降室することが可能です
18:30	お迎え児童降室	18:30 から延長保育時間になります（有料）
19:00	閉室 （最終閉室時間です）	



<入学式から給食開始までの日>

1年生は上級生より学校給食開始が遅いため、4月中旬ごろまで一足先に登室します。

下校時間	1年生登室	児童クラブ支援員が学校までお迎えに行きます
12:00	昼食	お弁当を持たせてください（ランチサービスはありません）
13:00	休息	
14:00	自由時間	遊び時間がたっぷりあります
15:30	おやつ	楽しいおやつの時間です
16:00	自由時間	上級生とも遊べます
17:00	帰りの会	
17:30	集団降室	地区ごとにまとまった降室班が編成されている児童クラブは、集団で降室することが可能です
18:30	お迎え児童降室	18:30 から延長保育時間になります（有料）
19:00	閉室 （最終閉室時間です）	



<平日>

1年生は下校の『学童班』が学校で編成され、学校から集団で登室します。

「ただいまあ〜！」という元気な声で児童クラブの一日が始まります。

14:00	登室	学校終了時より順次登室 宿題、自由時間
15:30	おやつ	協力しておやつの準備もします
16:00	自由時間	室内や校庭で思い思いに遊びます
17:00	帰りの会	
17:30	集団降室	地区ごとにまとまった降室班が編成されている児童クラブは、 集団で降室することが可能です
18:30	お迎え児童降室	18:30 から延長保育時間になります（有料）
19:00	閉室 （最終閉室時間です）	



<土曜日の保育>

土曜日は一日保育になります。

基本は、学校休校日の一日保育のスケジュールが組まれます。

（注意）

- ・土曜日は利用人数が少ないため、登降室班がありません。保護者の送迎をお願いします。
- ・土曜保育を希望する場合は前月20日までに「土曜保育登室日届出書」の提出をお願いします。

（詳細は各児童クラブにお問い合わせください）

(2) 持ち物について

①毎日の持ち物

ハンカチ ティッシュ 連絡帳 学習道具 お弁当^{※1} 水筒^{※2}

※1 学校給食が無い日はお弁当を持たせてください。春休み・夏休み・冬休み中はランチサービスを実施していますのでご利用いただけます。

※2 昼食時に児童クラブで麦茶を用意しますが、水分補給として必要な方は水筒(お茶類)を持たせてください。

- ・児童クラブによって若干の違いがあります。各児童クラブでご確認ください。
- ・個人の持ち物にはすべて名前を書いてください。

②入室時に持ってくる物

- ・クラブ帽子…毎週持ち帰ります。洗濯をして持たせてください。
- ・布袋に入れた着替え一式(洋服の上下、下着、靴下)
…使用後は補充し、季節ごとに入れ替えをしてください。
- ・置き傘



(3) 児童クラブへの連絡について

- ・出欠席、早退などの連絡は、オンラインで回答できるシステム Microsoft Forms (フォームズ) を導入しています。登録の仕方や注意事項などについては、入室決定後に配布する用紙でご確認ください。
- ・児童クラブへの連絡は、フォームズの備考欄、電話(留守番電話あり)、連絡帳などでお知らせください。
- ・児童の口頭による欠席や早退はできません。また、保護者の急な用事で代理の方が迎えに来る場合などについても、安全のため、必ず事前に保護者にご連絡ください。
- ・児童に持病・服薬等がある場合やアレルギー及びその原因が判明している場合は、児童調査票に記入してください。
- ・住所・勤務先・緊急連絡先の変更があった場合は、速やかに児童クラブへご連絡ください。

(4) その他の連絡について

- ・児童クラブへの入室が決定しましたら、児童クラブへ通うことを小学校の先生へお伝えください。1年生は下校ための『学童班』を学校が編成しますので、児童クラブを休む時は、学校へも連絡をしてください。お住いの地域の班で下校させてくれます。
- ・悪天候(雷、豪雨、強風など)で児童のみの登降室が難しいと判断した場合、児童クラブから連絡をします。保護者による送迎をお願いします。

(5) 病気やけがの場合について

- ・児童クラブで発熱など体調不良が生じた場合、保護者に連絡をしますので、お迎えをお願いします。
- ・けがをした場合は、状況判断の上、保護者に連絡をしますが、急を要する場合は病院に直行したり、救急車を要請したりすることもあります。
病院にかかった場合は、健康保険証とこども医療費受給資格証を、保護者が直接病院へご持参ください。
- ・児童クラブでは、保育中に生じた児童のけがに対して傷害保険に加入しています。
保険の内容は、治療に関わる医療費全額を保障するものではなく、次の通りです。

*死亡・・・・・・・・・・2,000万円

*後遺障害(最高)・・・・3,000万円

*入院1日あたり・・・・4,000円

*通院1日あたり・・・・1,500円

(補償内容は変更になる場合があります。)



(6) おやつについて

児童クラブでは、毎日午後4時頃にみんなでおやつを食べます。

おやつ代は、全額保護者負担です。

児童クラブで指定する銀行の口座に前月の10日までに児童名で翌月分を

振り込んでください。振込先口座名義等は下の表のとおりです。

*利用児童1人につき、**月額1,500円**

- ・振込手数料がかかります。半年分・1年分を一括入金することもできます。
- ・振込手数料は振込人の負担となります。
- ・日割り計算はできません。



【おやつ代振込口座一覧】

口座名義：(特非)ふじみ野市学童保育の会

クラブ名	銀行名	支店名	種目	口座番号
大井 第2大井 第3大井	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708158
鶴ヶ丘	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708133
第2鶴ヶ丘	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708190
東原 第2東原 第3東原	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708182
第4東原 第5東原	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708166
西原	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708174
亀久保 第2亀久保 第3亀久保	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708208
三角	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0708141
第2三角	埼玉りそな銀行	ふじみ野支店	普通	0812414



放課後児童クラブへようこそ！

Q：児童クラブからの帰宅方法を教えてください。

A：地区ごとにまとまった降室班が編成されている児童クラブは、午後5時30分に集団で降室することが可能ですが、児童が慣れるまでは（春休み中を目安に）保護者の送迎をお願いしています。

土曜日、午後5時30分以降に帰宅する場合、ならびに午後6時30分から午後7時までの延長保育（有料）となる場合には、児童の安全上の理由から保護者（またはそれに代わる人）のお迎えが必要になります。小学生や中学生のきょうだいがお迎えにくる場合も、安全上の理由から午後5時30分までをお願いします。

Q：学校休校日は児童クラブもお休みですか？

A：春休み・夏休み・冬休み・開校記念日・運動会振替休業日・県民の日など、日曜祝日を除く学校休校日は午前7時30分から午後6時30分まで開室しています。延長保育も実施しています。

Q：急な用事や習い事で児童クラブを早退することはできますか？

A：どちらも早退は可能ですが、児童による口頭での早退はできません。

保護者の急な用事で代理の方がお迎えに来る時は、事前に児童クラブへ連絡をしてください。連絡がないと児童のお引渡しはできません。

習い事などでの定期早退は、入室後、児童クラブから早退届の用紙を配布いたしますので、提出をお願いします。

Q：インフルエンザなど感染症等で休校・学年閉鎖・学級閉鎖になった時、児童クラブへ通えないのでしょうか？

A：感染の拡大を防ぐ目的により、原則、児童の受け入れは行わないことになっています。ただし、学校より休校や閉鎖の伝達があった当日については、児童クラブでの受け入れを一時的にいたしますが、感染の広がりを最低限に抑えるため、保護者の皆様には早めのお迎えをお願いします。

※感染症等とは、インフルエンザ、水疱瘡、おたふくかぜなど、出席停止扱いになるものを指します。

Q：台風等による自然災害時に学校休校になった時、児童クラブへ通えますか？

A：職員が施設および周辺の状態を確認し、開室可能と判断した場合を前提とし、また、保護者が安全に登室できることを確認できた上で、児童の送り迎えが可能な場合に限り、児童をお預かりさせていただきます。

ただし、災害の被害状況等により開室するのが困難な施設については、開室可能な施設での対応となります。

Q：一日保育の日の昼食について教えてください。

A：各ご家庭でお弁当のご用意をお願いします。尚、春休み・夏休み・冬休み中はランチサービスも準備していますのでご利用頂けます。

Q：土曜日の保育の利用はどのように申し込めばいいですか。

A：土曜保育をご希望の方は、前月 20 日頃を目安に事前の申し込みを頂いています。利用人数が少ないため、支援員配置の都合で事前申し込みをお願いしています。「土曜保育登室日届出書」は各児童クラブにありますので支援員にお声掛けください。

Q：親の勤務の都合で送迎できない場合はどうしたらいいですか？

A：登室班・降室班の利用が可能ならば送迎は必要ありません。ただし、児童が慣れるまでは（春休み中を目安に）可能な限り送迎をお願いします。

なお、保護者に代わる代理の方で対応して頂いても構いません。

その際は、事前に児童クラブへ連絡をしてください。

また、ファミリー・サポート・センター、ふじみ野市支え愛センター（共に有料）をご活用しているご家庭もあります。

ファミリー・サポート・センター 049-262-1135 ふじみ野市支え愛センター 049-293-6266

Q：入室前に面談があるようですが、いつごろになりますか？

A：オンライン申請後または入室申請書類を提出頂いた時に、面談の日程についてご相談させていただきます。年内の実施を予定しています。あらかじめ面談を希望する日（複数日）を準備しておいてください。お子さんを交えた三者面談になります。



